

監査公告第1号

定期監査結果に基づき市民健康部が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、市民健康部から報告がありましたので同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和6年4月30日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

市民健康部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・心身健康増進事業について、次のとおり意見を付す。

加賀市版「生涯活躍のまち構想」の関連事業として進められてきた心身健康増進事業は、構想の見直しに伴い事業の目的を失ったところがある。今後、そのまま継続することには問題があり、他事業に位置づけすることにより生かせる部分と廃止する部分を整理し無駄の生じない対応をされたい。

対 応

本事業については、担当課と連携し、関連性のある他の事業へ位置づけるなど内容を整理し、無駄にすることなく対応してまいります。